

改選後の議員控室改修の基本的な考え方について

次の事項を基本として、議員控室の改修を行うこととする。

- 1 既設の4本の柱で囲まれた長方形の空間「グリッド」を基本として控室を設定する。1グリッドの人数は原則4人～6人（議員1人当たり16.3㎡～24.4㎡）とし、会派の議員数を踏まえ、控室の割振りを決定することとする。また、グリッド化の改修工事を実施する控室は、原則、フリーアクセスにする。

なお、既存の控室で、議員1人当たりの面積が、グリッド化した場合と同じ範囲（16.3㎡～24.4㎡）である場合は、原則として、控室の改修工事は行わない。

- 2 次のとおり、改修工事に係る費用を最小限に抑えることとする。

- (1) 議員控室の位置は、現状を踏まえることとし、壁の設置及び撤去は必要最小限にとどめる。
- (2) 壁の設置位置は、柱及びサッシの位置を考慮する。
- (3) 会派内の仕切りは、簡易壁又はパーテーションとする。

- 3 次の選挙まで改修工事は行わない。なお、会派構成に大きな変更が生じるなど、特別な事情が生じた場合には、別途協議することとする。